

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起（4月1日）

（日本入国時の検疫の強化等）

- 日本政府は4月1日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う新たな水際対策（検疫の強化及び査証の制限等）を決定しました。すべての入国者（日本人を含む）は、14日間の待機と公共交通機関を使用しないことが求められます。この措置は、4月3日午前0時から4月末日までの間、実施するものですが、この期間は更新される場合もあります。
- ナイジェリア保健省及び疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、4月1日12時30分時点のナイジェリアにおける新型コロナウイルス感染例は合計151例に増加しています。
- 3月30日の領事メールにて、連邦首都圏区（FCT）、ラゴス州及びオグン州において、30日（月）午後11時から14日間、外出禁止となる旨お知らせしましたが、ナイジェリア政府は、右にかかる取り締まりを強化するとしていますので、ご注意ください。
- 邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。

1 日本の水際対策強化による新たな措置（日本入国時の検疫の強化等）

日本政府は4月1日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う新たな水際対策（検疫の強化及び査証の制限等）を決定しました。

これにより、以下の措置が実施されます。同措置は、4月3日午前0時以降に日本に到着する飛行機や船舶を対象とし、4月末日までの間、実施するものですが、この期間は更新される場合もあります。

（1）検疫強化

（ア）行動の制限

・すべての日本への入国者（日本人を含む）は、検疫所長が指定する場所（日本国内で自宅を有する方は自宅など、その他の方はホテルなど）で、14日間待機することが検疫から要請されます。

・日本到着後、14日間は公共交通機関（国内便も含まれます）を使用しないことが要請されます。

（イ）PCR検査

・過去14日以内に入国拒否対象地域（ナイジェリアは当てはまりません）に滞在歴（トランジットを含む）のある日本人入国者は、PCR検査の実施対象となります（外国人は、下記（2）の通り特段の事情が無い限り、入国が拒否されます）。

※ 入国拒否対象地域・・・ <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

※ 厚生労働省関連ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（2）入国拒否

・過去14日以内に入国拒否対象地域(ナイジェリアは当てはまりません)に滞在歴(トランジットを含む)のある外国人は、特段の事情が無い限り、入国が拒否されます。

・この措置は、4月3日午前0時から、当分の間実施されます。

※ 入国拒否対象地域・・・ <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.htm>

2 ナイジェリアにおける感染状況

ナイジェリア保健省及びナイジェリア疾病予防管理センター(NCDC)等によれば、ナイジェリアで確認された新型コロナウイルス感染例は4月1日12時30分(当地時間)時点で、合計151例に増加しています(うち9例は既に陰性が確認され、退院済み。死亡2例。)

各州における感染状況は以下のとおりです。

ラゴス州:	82人	
FCT:	28人	
オスン州:	14人	
オヨ州:	8人	
オゲン州:	4人	
エド州:	4人	
カドゥナ州:	3人	
エヌグ州:	2人	
バウチ州:	2人	
エキティ州:	2人	
リバース州:	1人	
ベヌエ州:	1人	合計151人

3 連邦首都圏区(FCT)等における外出禁止

3月30日の領事メールにて、連邦首都圏区(FCT)、ラゴス州及びオゲン州において、30日(月)午後11時から14日間、外出禁止となる旨お知らせしましたが、ナイジェリア政府は、右にかかる取り締まりを強化するとしていますので、ご注意ください。

4 感染予防

ナイジェリア保健省やナイジェリア疾病予防管理センターは、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐためには重要であるとして、以下の励行を呼びかけています。

●こまめに流水、石鹸を使った手洗いを励行する。水を利用できない時は除菌液(サニタイザー)を使用する。

●咳をする際にはティッシュ等で口周りを覆う。ティッシュがない場合は、肘の内側で口周りを覆う。ティッシュ等は使用后すぐに適切に処分してください。ティッシュが手に入らない場合は、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。

●咳やくしゃみなどの症状がある人物との濃厚接触を避ける。

●人込みの多い場所を避ける。

●他の人との間に距離をとる(約2メートル)

5 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館(医務班／領事班)

電話:090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは(国番号 234)90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話:080-3629-0293

※国外からは(国番号 234)80-3629-0293

ホームページ: <http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール : visanigeria@la.mofa.go.jp

(了)